

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(空家等の所有者等の適正管理義務)

第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、その所有し、又は管理する空家等が特定空家等にならないよう、常に自らの責任において適正に維持管理しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、空家等に関する対策について総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の協力)

第5条 市民は、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(協議会の設置)

第6条 法第7条第1項の規定により、別府市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の所掌事務)

第7条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(協議会の組織)

第8条 協議会は、会長及び委員10人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 地域住民
- (2) 市議会議員
- (3) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

5 協議会に副会長を置き、委員の中から会長が指名する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(協議会の会議)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議会への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(勧告の基準)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第14条第2項の規定により勧告を行うものとする。

- (1) 特定空家等が倒壊し、又は特定空家等の建築資材等が飛散し、若しくは剥落することにより、人の生命、身体又は財産に被害が生じるおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定空家等に草木が著しく繁茂し、又は動物が繁殖することにより、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特定空家等が人の生命、身体又は財産に対して被害が生じるおそれが高いものとして規則で定める状態にあると認められるとき。

(公表)

第13条 市長は、法第14条第2項の規定による勧告を受けた特定空家等の所有者等が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらないときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。

(応急措置)

第14条 市長は、適切な管理が行われていない空家等に倒壊、崩壊、崩落その他著しい危険が切迫し、これにより道路、広場その他の公共の場所において、人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害(以下この項において「危害等」という。)を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるときは、その危害等を予防し、又はその拡大を防ぐため、必要な最小限度の措置をとることができる。

2 市長は、前項の措置をとったときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知し、当該措置に要した費用は当該空家等の所有者等に負担させるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、第1項の措置をとった場合において、当該措置に係る空家等の所有者等又はその連絡先を確知できないときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を告示するものとする。

(関係機関との連携等)

第15条 市長は、市の区域を管轄する警察その他の関係機関と連携し、必要があると認めるときは、関係機関の長に対し、情報の提供その他必要な協力を求めるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第6条から第11条まで及び次項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年別府市条例第25号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略